青翔保健科学Journal雑誌投稿規定

1. 投稿論文

投稿論文は, 医療･福祉およびそれらの教育に関連した未発表の和文および英文の原著論文, 総説, 報告, その他とし, 随時受け付ける. 執筆要項にしたがって執筆し, 原稿は電子媒体で提出する.

2. 論文の種類

論文の種類は, 原著論文, 総説, 症例, 報告, その他とする.

2.1. 原著論文

学術的あるいは社会的に価値があり, かつオリジナリティのある研究成果を記述した論文.

2.2. 総説

既発表の論文等を体系的に精査し, 当該領域について総合的に学問的状況を概説し, 考察した論文.

2.3. 症例

症例報告, 貴重あるいは紹介する価値のある症例をまとめた報告.

2.4. 報告

臨床的, 技術的, 事例的な問題についての有用な結果の報告および調査報告.

2.5. その他, 2.1〜2.3以外で編集委員会が必要と認めたもの.

3. 原稿の長さ

原稿の長さは以下のとおりとする.

3.1. 原著論文･総説

原稿は図表等･文献･注を含み 16, 000 字以内(図表等 1 枚は 400 字として換算する). 図表等 は 15 枚以内(図表等が 2 ページにわたる場合には, 2 枚として扱う).

3.2. 症例

8000字以内(図表等 1 枚は 400 字として換算する). 図表等 は 15 枚以内(図表等が 2 ページにわたる場合には, 2 枚として扱う).

3.3. 報告

原稿は図表等･文献･注を含み12, 000 字以内(図表等は1枚は 400 字として換算する). 図表 等は 10 枚以内(図表等が 2 ページにわたる場合には, 2 枚として扱う).

3.4. その他

編集委員会の判断による.

4. 倫理上の配慮

人を対象とした研究では, ヘルシンキ宣言にもとづき, 研究協力者の人権に配慮して実施しなければならず, どのように倫理的配慮を行ったかを文中に明記する. 研究協力者には研究内容について あらかじめ十分に説明し, 自由意思に基づく同意を得る. また, 個人情報保護の観点から, 容易に 個人が特定されないように事例等の記載については十分配慮しなければならない.

人を対象とした医学系研究においては, 関連する倫理指針を遵守して実施する必要がある. 所属する施設あるいはその他の機関の倫理委員会の承認を受けた場合には, 承認のもとに行われたことを 文中(「方法」の項)に明記する.

動物を対象とした研究では, 使用した施設の動物実験規程を遵守し行われた研究でなければならず, また文中にそのことを明記する.

5. 資料の転載

第三者が著作権を保有する資料(図表を含む)を転載するときには, 著者がその許可申請手続きをとり許可を得てから転載した原本がわかる記載をする. また, 転載の許可を示す文書を添付する.

6. 二重投稿の禁止

投稿論文は, 他誌にすでに発表された論文あるいは投稿中もしくは投稿予定でないものに限る.

ただし, 以下の場合は二重投稿とはみなさない.

いずれも元の学術関連文書の内容を含むことを明示するとともに適切に引用する必要がある.

①国内外の学会, 学術大会, 国際会議等の抄録集あるいはポスター発表されたもの.

②学士･修士･博士論文で, まだ出版･公表されていないもの(機関リポジトリへの掲載は公表に含めない).

③科学研究費等, 各種研究費の報告書, 成果報告.

④既発表の論文で, 新たな知見･データが追加されている場合.

ただし双方の雑誌の編集委員長の了解を得ていること, また既に出版済みであることを示す必要がある.

7. 論文の変更の禁止

投稿したあとで編集委員会の指示によらず, 論文の種類, 著者名, 著者名の順序の変更, および論 文題目, 論文内容, 写真･図表などを大幅に変更した場合は新規投稿とみなす.

8. 掲載決定後の論文変更の禁止と構成

掲載決定後に提出した論文は完成したものとみなし変更はできない. また, 著者による校正は初校のみとする. 掲載が許可されて提出された論文は校正時の追加, 変更は認めない. 校正原稿は編集委員会が定めた期日までに提出しなければならない.

9. 著作権

著作権者は, 原則として当該論文の電子情報公開に関する著作権の行使を本校に許諾したものとする. 掲載論文の電子情報公開に関する規程は, 別途これを定める.

10. 別刷り

別刷りは 30 部まで無料とし, 追加分は著者負担とする.

11. 提出先

原稿等の提出先は青翔保健科学Journal雑誌編集委員会事務局とする.

2020年5月29日作成